

神奈川県川崎市「川崎市未来あんしんサポート事業」(取組開始：令和4年度～)

※令和6年度までの取組状況

①

[1]法人後見の取組に
民間事業者等の参画を促す

②

身寄りのない人等に対する市町村が関与
した新たな生活支援(金銭管理等)・意思
決定支援に関する取組

③

[1]寄付等による多様な主体の参画を
促す取組

新

[1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを
提供する取組

対象地域

【面積】144.4km²

【人口】1,551,788人

【うち65歳以上】320,117人

【高齢化率】20.6 %

※令和6年10月1日時点

背景・経緯

- ・検討開始時期：令和2年度
- ・取組開始時期：令和4年10月
- ・開始に至る経緯：今後、ひとり暮らし高齢者等が増加し、身寄りのない方の死亡や空き家・家財処分問題、死後事務の処理等の地域課題が拡大していくことが見込まれる。そのため、自らの死後の葬儀・埋葬及び家財の整理等といった高齢者の不安を解消し、終末期の人生を安心して過ごせるための、地域包括ケアシステムを強化する取組みが必要となっているとの認識から事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】

葬儀・埋葬等を行える親族がない市内在住の高齢者の方等を対象に、川崎市社会福祉協議会との契約により、預託金をお預かりし、生前の御希望に沿った葬儀埋葬や区役所等への各種届出を逝去後に実施。また、定期的な電話連絡や訪問により、見守り支援をする。さらに、希望される方には、有償で入退院の付き添いや、預貯金通帳・実印等のお預かりを行うなど、高齢期における生前の生活から、御自身が亡くなった後まで、さまざまな手続きや事務を事前に決めておくことで、人生の最後を安心して過ごせるよう、終活支援を行う。

【利用者の要件】

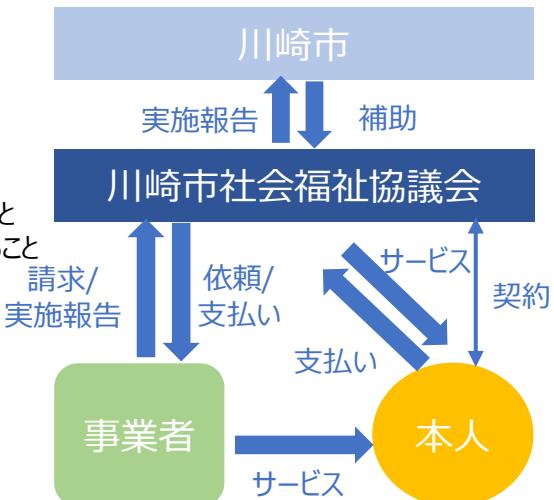
以下の全てに該当する川崎市民

- ✓ 市内在住原則65歳以上
- ✓ 生活保護を受給していないこと
- ✓ 葬儀や埋葬を行える親族がないこと
- ✓ 葬祭・埋葬に必要な預託金が納入できること
- ✓ 入会金・年会費・事務管理費を納入できること
- ✓ 公正証書遺言により遺言執行者を指定できること
- ✓ 親族間の相続等について紛争がないこと
- ✓ 契約能力があること

【夜間・休日等の緊急連絡先およびその対応】

現在は対応していないが、事前に入院・入所先と希望の葬儀社情報を共有することにより、迅速に対応できるよう工夫している。

今後、携帯電話への転送電話を検討中。



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①川崎市

- 川崎市社会福祉協議会に補助金を交付
- 事業の広報
- 死亡後の各種届出の受理
- 実施報告の受付

②川崎市社会福祉協議会（補助先）

- 本人との契約の締結
- 契約に基づく定期確認、死後の葬儀・埋葬等、および遺言作成及び執行サービス（その他別途有償サービス）の案内および実施
- 川崎市への実施報告
- 民間事業者との連携
- 終活に関する相談対応・普及啓発（セミナー開催・エンディングノート配布）

【民間事業者（弁護士・司法書士・葬儀社・霊園等）、NPO法人等】

- 社協からの依頼を受けて利用者にサービスを提供
- 川崎市社協にサービス実施報告

【利用者（市民）】

- 情報収集、社協に電話にて相談
- 希望するサービスを決め、川崎市社協と契約を締結
- 利用料・預託金等を支払い、サービスを受ける（本人負担）

基本指標 (R7.2時点)

【自治体】川崎市

- 予算：25,153千円（令和6年度）

【相談対応者、生前見守り・死後事務支援・日常生活支援対応者の体制】

- 常勤：2人（専任）
- 非常勤：1人（専任）
- 相談対応者の要件：現在は特になし（配属後外部研修受講を推奨）
- 利用者負担（目安）：入会金 20,000円 年会費 9,600円（800円/月）
預託金 600,000円～
預託金A 遺言執行者報酬充当分30万円
預託金B 埋葬費用30万円～（見積額による）
預託金C その他支払い費用（入院費・家財処分費等）
事務管理費 預託金BとC合計額の10%

【事業の実績】(R5年度/R6年度1月まで)

- 新規相談人数：104人/194人
- 新規支援プラン作成人数：9人/20人
- 死後事務委任契約人数：26人（契約実施中。ほか、契約終了者3人あり）

工夫・配慮等

【工夫・配慮】

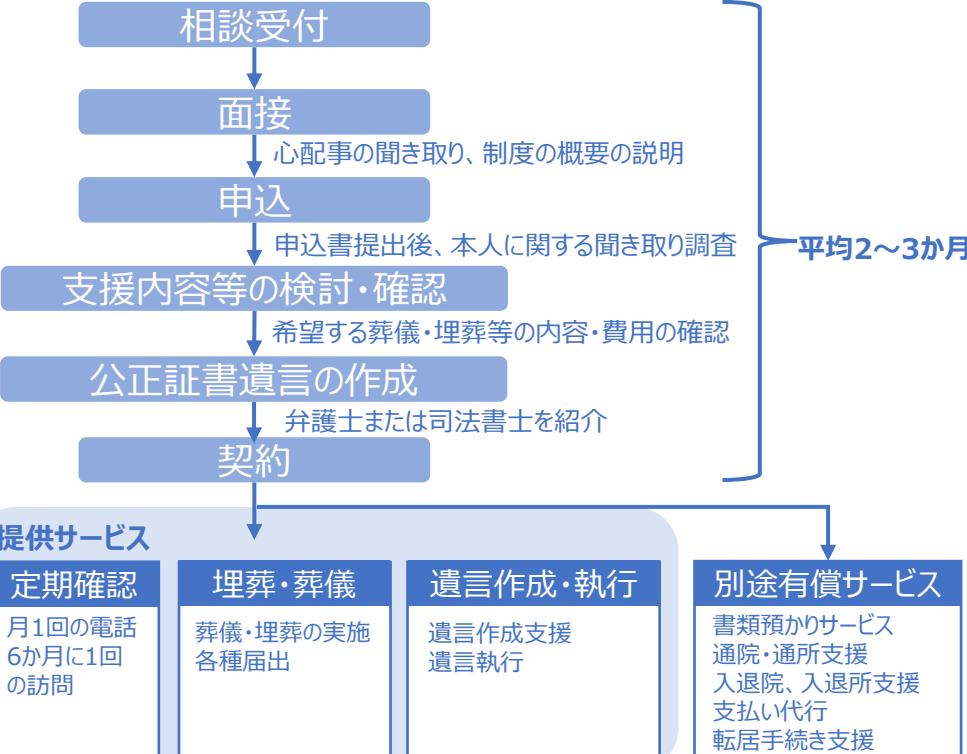
- 死亡届の届出候補者は、申込書受理後の調査の際に確認している。
- 死亡情報の入手方法は、契約時に名刺サイズの契約者証を交付し、財布に携帯してもらうことや自宅に貼り付けてもらうことで、万一の際の情報入手の一助にしている。また、医療機関・介護施設には本事業を契約していることや葬儀社を伝え連携している。介護サービス・地域包括センター等に対しても、本事業を契約していることを伝え、入院・死亡時に市社協に連絡するよう依頼している。



【効果】

- 身寄りのない高齢者等と川崎市社会福祉協議会が死後事務委任契約を締結することで、死後の不安が解消され、本人の希望に沿った死後事務及び生前中の日常生活支援等を実施できている。

利用の流れ



現状の課題、今後の展開

- 預託金等を支払えない低所得（資産）者向けの対応が不足している。
- 債務保証や医療同意・駆けつけサービス等には対応していないが、身元保証（入所・入院時保証人等）が様々な場面で求められてしまう。（ただし、未払い債務の支払いは、死後事務として遺言執行者と連携して対応可能。）
- 死亡届の届出者がいない場合、手続きに時間がかかり、遺体安置の経費がかさむ。
- 事後事務委任契約の受任者が、公共料金等（特に携帯電話）の解約手続きの対象に想定されておらず、対応可能か不明である。
- 利用者にとっては、遺言書に係る費用が個別設定であること、公正証書遺言作成が必須であること、家財処分が必要な方は別途預託金が必要になることが利用のハードルになっている。一方で、これによりスムーズな遺言執行・死後事務が実施できると考えている。